

平成24年度行政処分一覧表

| | 業者名 | 処分年月日 | 許可の内容 | 処分内容 | 条文 | 処分の理由 |
|---|-----------------------|-----------|----------------------------------|-----------------------|---|---|
| 1 | 株式会社三宝 | H24.4.27 | 産廃処分業、 産廃処理施設 及び一廃処理 施設 | 事業停止 使用停止 各90日間 | 第14条の3 第1号、第9 条の2第1項 第3号及び1 5条の2の7 第3号 | 左記施設の立入検査を実施したところ、 法第9条第1項及び法15条の2の6第 1項の規定に違反する事実が判明した (違法な配管の敷設。)。 上記事実が法14条の3第1号に該当す るため。 |
| 2 | サンダイ工業有限 会社 | H24.5.14 | 産廃収集運搬 業 | 許可取消 | 第14条の3 の2第1項第 4号 | 左記事業者は、平成24年4月19日に 宮城県知事から許可取消処分を受けた。 このことにより、同事業者が法14条の 3の2第1項第4号に規定する法第14 条第5項第2号イ(法第7条第5項第4 号ニ。許可取消しの日から5年を経過し ない者。)に該当するため。 |
| 3 | 株式会社エー・ワイ コーポレーション | H24.12.12 | 産廃収集運搬 業 | 許可取消 | 第14条の3 の2第1項第 4号 | 左記事業者は、平成24年9月12日に 水戸地方裁判所において破産手続開始決 定を受けた。 このことにより、同事業者が法14条の 3の2第1項第4号に規定する法第14 条第5項第2号イ(法第7条第5項第4 号イ。破産者で復権を得ないもの。)に 該当するため。 |